平成２９年（フ）第１４号
高知市南はりまや町２丁目13番２号　ボヌールはりまや202
債務者　曽我部員也
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
高知市朝倉丙1626番地13
債務者　山崎友里江
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９号
高知市鴨部２丁目10番11―203号
債務者　向井　健一
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３８号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ６―204
債務者　高岡　暁艶
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８６号
愛知県豊田市美里１丁目７番地13
債務者　小池　博幸
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
愛知県豊田市美里１丁目７番地13
債務者　小池きみ江
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
大阪市東成区大今里１丁目31番12号　アクセル今里　202号
債務者　滝沢　和樹
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目26番地３　オレンジハウス103号
債務者　小太刀正人
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０７号
栃木県日光市木和田島1504番地55
債務者　鈴木　　努
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１８号
栃木県栃木市沼和田町22番27号
債務者　江口　香苗（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１３号
静岡県焼津市上新田801番地の１　大井川コーポＤ号室、旧住所三重県四日市市海山道町２丁目16番地　マ・メゾン海山道103
債務者　増田　郁美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７０号
岡山県備前市穂浪2109番地２音と光の家、旧住所岡山県備前市東片上729番地
債務者　原口　邦彦
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
岡山市北区原302番地６
債務者　松本　定義
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７号
栃木県足利市大前町859番地11　ラフォーレ21　201、前住所栃木県足利市堀込町2743番地１　わたらせハウスＮｏ．２
債務者　小倉　由華（旧姓羽原）
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４０号
沖縄県沖縄市照屋５丁目６番９号　スマイルガーデン202
債務者　伊禮　信宏
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３５１号
東京都目黒区上目黒２丁目32―１　長谷川方202
債務者　河野　美絵（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部